

帰還困難区域内に居住し、同区域内の介護施設に勤務していたが、本件事故により退職した申立人について、事故当時の勤務先の業種や昇給実績等から、勤務を継続していれば昇給したことの蓋然性を認め、昇給分も考慮した就労不能損害や退職金相当額等が賠償された事例。

1272

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙一覧表記載の損害項目（同表記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金887万1575円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、別紙一覧表記載の損害項目（同表記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年5月22日

（仲介委員 山下純司）

損害項目		金額	期間
就労不能損害	定期昇給にかかる損害	¥1,292,962	H23.4－H27.2
	退職金にかかる損害 (法人A)	¥2,501,280	H23.4－H27.2
	退職金にかかる損害 (法人B)	¥871,719	H23.8－H27.2
財物	陶芸用ガス窯	¥592,937	
	陶芸用機材	¥1,105,437	
	陶芸用 原材料及び消耗品	¥432,000	
	陶芸製品	¥929,240	
避難慰謝料 増額分		¥1,146,000	H23.3.11－H26.4
損害合計		¥8,871,575	

【別紙 陶芸用機材】

		金額	備考
1	土練機（常圧）	¥83,334	
2	電動ろくろ	¥33,334	
3	板状粘土製造機	¥151,067	
4	釉薬剥がし機	¥85,000	
5	ポットミル+ポット	¥60,000	
6	温度計+熱電対	¥34,834	
7	カーボランダム棚板	¥150,000	
8	コンプレッサー	¥55,000	
9	上皿天秤	¥20,000	
10	手ろくろ4台	¥20,001	
11	釉攪拌機	¥11,000	
12	スプレーガン	¥15,000	
13	L型支柱・I型支柱等	¥36,667	
14	真空土練機	¥350,200	
	合計金額	¥1,105,437	